

サポーターへの感謝とともに 胸を張ってたたかう

西予市出身
原告 大池ひとみ

高裁での判決は、日本の社会の事態をそのまま表していると思います。もっと言えば、日本の社会（政治）の歪み、腐敗、権力行使の象徴だと思えました。

横浜から故郷の愛媛に戻って2年が過ぎ、月に一度は上京するものの、静かで、広々として、穏やかで、家の前の畑で採れた野菜を毎日いただくスローライフにからだが馴染み、世界の空を飛び回っていたことが遠い昔のことのように思えてしまうことでもあります。裁判のことは一日も忘れたことはありません。忘れられるはずがありません。

サッカーのワールドカップが始まり、国内も盛り上がっていますね。日本代表に落選した選手のブログに、こういうくだりがありました。「これは怒られてしまうかもしれませんが、本当に一瞬、一瞬ですが、どうでもよくなりました。ACLもリーグ戦も何もかも」、まさに心情の吐露ですね。

無理やりの仕事をはずされ解

雇われ、復帰を求めて頑張るも、どんどん年齢を取り、お金がなくなっていく日々。「もうどうでもよくなりました」一瞬ですが、一瞬ですが、そういう気持ちになった原告がいたとして、誰がそれを責められるでしょう。でも、その選手は、「あのときの喪失感は一生涯忘れられない」としたあと、「今までたどってきた道は間違っていないと思うし、今までやってきたことに悔いは一切ない」とつぶっています。そして、「サポーターへの感謝とともに、これまでもそうだったが、これからも勝利のために一生懸命頑張る」と結んでいます。

落選を、判決に、サポーターを、支援して下さっている
(詳しくは、中村憲剛オフィシャルサイト5月13日をどうぞ) もちろん、胸を張り顔を上げて堂々と上告します。最後まであきらめず、勝つまでたたかいます。さらなるご支援をどうぞよろしくお願いいたします。



方々に置き換えて読むと彼の気持ちに迫ってきたので、紹介させていただきました。



JAL愛媛原告を支える会



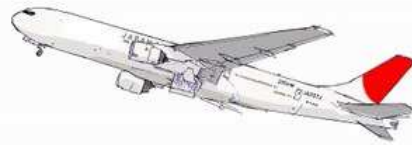
ニュース



発行：JAL不当解雇とたたかう愛媛原告を支える会
連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内
松山市三番町8-10-2 Tel 089-945-4526

安全・サービス向上には ベテランが必要

日本航空 B777 機長



最近の情報では、整理解雇の翌年からこれまですでに1780名の客室乗務員が新規採用となっているようです。経験のあるベテランは、安全性やサービスの向上に大変必要だと思います。

今までの裁判での証言などを見ると運航乗務員も客室乗務員も整理解雇しなくてもよかったのではないかと思います。1日も早く職場に復帰でき、一緒にフライトできることを望んでいます。(2014.5)

私も 応援します

私は日本航空の運航乗務員として30年ほど乗務しており、現在は、ヨーロッパ、東南アジア路線と国内線を乗務しています。

会社更生後、国際線も国内線も経験の少ない客室乗務員(CA)が多くなっていると感じています。最近乗務したヨーロッパ便ではCA13名中、経験3年未満のCAが3名乗務していました。国内線では9名のCA中3、4名くらいが経験1年未満の人です。また、コクピットから伝えたいことがあってインターフォンで呼び出してもなかなか出てこないことが多くなっています。

JAL客室乗務員高裁判決に対する声明

事実と道理を無視したJAL客室乗務員高裁判決

会社は解雇当時、史上最高の営業利益を挙げている、パイロットを含めた165名の解雇によるコスト削減は当時の年間営業費用の僅か0.13%。従来の判例基準からすれば、解雇が許されないことは明白であった。ところが東京地裁判決は、「本件は会社更生手続きの解雇だから特別だ。どんなに営業利益が上がっていても、更生手続きで予定された人員削減体制にするために解雇は必要だった」と解雇を容認した。

これに対して東京高裁では、徹底的な反撃・追及が行われた。まず、更生手続きの解雇だから特別だという論理に対して、名だたる労働法学、倒産法学、会計学の学者・研究者の方々から、その理論的誤りを追及する優れた意見書が、続々と高裁に提出された。あわせて高裁では、全国25万筆の公正な裁判を求める要請署名、5万通の証人採用要請葉書の結果、ついに私達が必要とする証人尋問、本人尋問、本人意見陳述の機会を確保し、ここに解雇の違法を裏付ける、次のような決定的な事実が証明された。

①解雇の時点で会社の人員削減目標は既に超過達成され、解雇の必要性はなかった事実。

②解雇に至る会社の信義則違反・不当労働行為の連鎖・集中。

ア 更生手続き開始当初、管財人が、ワークシェアなど雇用継続のための解雇回避措置を各労組に約束しながら、会社は後にその約束を破って乗務外しの圧力下の「希望」退職強要に終始し、肝心の解雇回避努力を一切放棄した。

イ 解雇の人選基準（年齢、病欠）も、安全無視の不合理と労組の中心メンバーの狙い撃ちが明らかになった。

ウ 対等の交渉確保のための争議権確立投票に不当介入し、交渉では解雇時点の在籍者数（削減目標を超過達成していた筈）を隠蔽したまま解雇を強行した。

エ 以上の信義則違反・不当労働行為は、これに先立つ過去何10年にわたる会社の一貫した労組分裂・差別政策と一体。

このような、解雇の違法を裏付ける決定的な事実について、会社は何一つ反論・反証出来なかった。にもかかわらず判決は、そのことを悉く無視し、専ら「更生計画ありき、よって解雇有効」という論理によって解雇を認容した。このような、事実と道理を無視した判決は断じて許されない。私達は、これまでの国民支援共闘会議、支える会の皆様の熱いご支援に心から感謝申し上げ、この不当判決を乗り越えて勝利まで闘い抜く決意である。

2014年6月3日

JAL不当解雇撤回裁判客乗原告団
JAL不当解雇撤回裁判客乗弁護団



JAL不当解雇撤回裁判

みんな
集まれ **7.25**

勝利をめざす愛媛決起集会

日時 7月25日(金)
18時30分～

場所 松山市三番町6丁目
コムズ 5F第5会議室

報告 JAL不当解雇撤回裁判原告団長
JAL不当解雇撤回裁判弁護団